近代におけるカタカナ先習について
―日本語書記モード史研究のために―

山　田　健　三

1　はじめに

本稿の目的はシンプルで、戦前戦中の日本で行われた、初等教育における「カタカナ先習」という習慣の淵源およびその根拠・意味を明らかにすることを目指すものである。

2　戦後の「平仮名先習」転換の意味するもの

第二次世界大戦後の初等教育は、戦前戦中の初等教育の「カタカナ先習」から大きく舵を切り「平仮名先習」となった。平仮名およびカタカナという二種の表音節文字を有する日本語社会では、いずれの表音節文字を優先的に学習するか、という問題は、初等教育におけるカリキュラム問題にとどまらず、日本語書記史に、大きく関わる問題である可能性がある。

それは、戦後の初等教育における平仮名先習に大きな影響を与えたと考えられるのが、日本国憲法が「平仮名口語体」で書かれたという事実である[1]。

法学者・横田喜三郎［1896-1993］は日本国憲法の文章をめぐって、⑴のように述懐する。

⑴　憲法のひらかな口語は、法律の日本語の革命であった。法律の日本語は、憲法のひらかな口語によって、根本的に改革され、まったく面目を一新した。この大改革は、その当時に、おそらく最後の瞬間まで、夢にも考えられなかったことであり、まったく晴天のへきれきであった。しかも、ことは憲法だけにとどまったのではない。ひとたび憲法がひらかな口語に改められると、法律も命令も規則も、ことごとくの法律的文章がすべてカタカナ文語からひらかな口語に改められた。さらに、いっさいの官庁の公文書や裁判所の判決までも、同じように改められた。法律の世界は、実に全面的に、ひらかな口語体へと大変革したのである。（横田喜三郎（1981：265）、下線山田（以下同様のため注記を略す））

横田は、日本国憲法における平仮名口語化を「まったく晴天のへきれき」であったとし、「夢にも考えられなかった」「法律の日本語の革命」であったとする通り、当時の新聞にも大きく取り上げられ、大変大きな出来事として受け止められた。

しかし、横田が「ことは憲法だけにとどまったのではな」く、「いっさいの官庁の公文書や裁判所の判決までも」「すべてカタカナ文語からひらかな口語に改められた」とする通り、法律文に止まらず公文書にも拡がるが、それに止まらず、昭和22年発行の第６期国定国語教科書（文部省著作教科書）から平仮名先習となるなど、その広がりは法曹界・官公庁に止ま

[1] 日本国憲法と平仮名に関わる問題については、別稿を準備している。

らない社会全体への大きな影響であったとみなされる。

このことは、一見、カタカナの平仮名への置換、文語文体から口語文体への置換、という表現上の単純置換問題であったり、カタカナ先習から平仮名先習へという学習プロセスの変更といった小さな問題にも見えよう。

しかし「書記モード史」という視点を掲げて見ると、この現象は、それまで存した複数の書記モード（平仮名ベース文と片仮名ベース文）の単一化（平仮名ベース文への合流）と見做すことができる事象であり、日本語書記史上の大きなイベントである。

この書記モード変化は、人為政策によってもたらされたものであることは間違いない。しかし、そのような政策が発案され、またそれが受容される背景までを考えなくては、この問題の本質は見えてこないであろう。

本稿では、この問題を考えるための予備的検討として、戦前の「カタカナ先習」習慣について、その実態を可能な限り明らかにすることを目的とする。

３　近代「カタカナ先習」前夜

戦前の「カタカナ先習」は、どこまで遡るのか。

かつては（今でも？）「虫愛ずる姫君」（『堤中納言物語』）に有名な「かなはまたかきたまはさりければ、かたかんなに」という一節を「仮名はまだ書き給はざりければ、片仮名に」と解した上で、「昔はカタカナ先習であった」と注したり、この一節を根拠として「中古もカタカナ先習であった」とする説明を見聞きしたが、これらの言説の根拠は弱く、「仮名はまた…」と解する別の解釈が、豊島正之（1990）に提示されており、これに従うべきと考える（cf. 山田健三（2010））。当該記事は「カタカナ先習」に基づくものではない。

中古の仮名学習実態がどうであったかは措くとしても、江戸時代の寺子屋における教育に平仮名先習の伝統があったことは、よく知られている。念のために確認しておこう。

江戸時代の古川柳には、

初午に牛の角から書き習ひ（『誹風柳多留』五一編５）
牛の角文字午の日から覚え（『誹風柳多留』四五編15）

といったものが見える（cf. 渡邉信一郎（1995：123））。野暮を承知で川柳解説をするならば、「初午」は寺子屋の入門日、「午」と「牛」の字体類似の洒落、そして「牛の角（文字）」は、『徒然草』（62段）に見える有名な仮名の形状見立てで平仮名「い」を示している。

これらの川柳から、少なくとも寺子屋などでは「平仮名先習」の習慣であったことが明らかである。四書五経の素読から始める藩校などは、漢文学習とともにカタカナ学習が重要であったことは想像されるが、習字学習（筆道）は、藩校に入る前に家庭教育で修めてくる習慣があるようである[2]。

寺子屋では「平仮名先習」であったが、藩校に通う子弟の初等教育レベルでの習字習慣に

[2] 小田原藩校・集成館の例。高田稔（1987）参照。

ついては、その教育システムも藩校ごとに決められていたと思われるので、まだ不明な点が多い、というのが実情である。全国一律の教育制度などなかった当時のこと故、様々な形態が存しても問題のなかったようにも思われるが、中世に遡ると、武家の子息・玉木吉保の学生プログラムが『身自鏡』に記されていることが知られている。これによれば「いろは」から習い始めている（石川松太郎（1978）、cf. 山田健三（2019））。

均一な文字社会の存在は「近代」という時代性によって初めて成立しうるものであり、中近世の、まして中古における文字社会実態を十全につかむことは、容易ではなく、不可能とさえ思われる。

しかし、それでも現段階で確実に言えるのは、「カタカナ先習」は近世以前に遡る広範に行われた一般的・伝統的習慣とは到底言い難い、ということである。いずれの先習がより習慣的であったか、と問うならば、現段階では「平仮名先習」の方が広範に行われていた可能性が高いと言わざるを得ない。

今後とも、様々な文献にその痕跡を観察し続けることの重要性は認めつつも、少なくとも近世以前の先習を問うことに、日本語史研究上どれほど意味があるのか、個人的には大いに疑問を抱いている。近世以前においては、先習問題は存在したとしても、純粋に順序だけの問題に過ぎず、それ以上に問題として拡がらないものと、私としては睨んでいる。この問題については、書記モードの観点から後ほどまた触れることとする。

さて、話を戻そう。「カタカナ先習」が近世以前に遡らないとすると、何らかの理由によって近代初等教育に持ち込まれた新たな習慣であることが強く推定される。まずは、その事実確認から始めよう。

4　明治37年国定教科書におけるカタカナ先習

カタカナ先習が確実視できる時期となると、これは明治37年［1904］～昭和20年［1945年］の、いわゆる「国定教科書」時代である。

このことは、⑵に示すように、明治37年［1904］の文部省「尋常小學讀本編纂趣意書」に記されていることから、よく知られている。

⑵「本書ハ發音ノ教授ヲ出發点トシテ兒童ノ學習シ易キ片假名ヨリ入リタリ」（明治37年「尋常小學讀本編纂趣意書」文部省『國定教科書編纂趣意書』所収。p. 50）
「兒童用書ノ文章ハ尋常小學修身書ニアリテハ口語體ヲ用ヒ高等小學修身書ニ／アリテハ文語體ヲ用ヒ假名ハ平假名ヲ以テ記シタリ但シ尋常小學修身第二／學年用書ニアリテハ國語教授トノ關係ヲ考ヘ片假名ヲ用ヒタリ」（明治37年『國定教科書編纂趣意書』p. 14）

ここに示された「學習シ易キ片假名」という認識に従って、国定教科書時代（明治36年［1903］の小学校令改正～昭和23年［1948］）の尋常小学読本（５期および戦後すぐの暫定期）は、「イエスシ読本」「ハタタコ読本」「ハナハト読本」「サクラ読本」「アサヒ読本」といった愛称に見られるがごとく、皆カタカナ先習で呼応している。

・第１期　明治37［1904］～明治42［1909］：「尋常小学読本」巻１～巻８（イエスシ読本）

・第２期　明治43［1910］～大正６［1917］:「尋常小学読本」巻１～巻12（ハタタコ読本）
・第３期　大正７［1918］～昭和７［1932］:「尋常小学読本」（ハタタコ読本の修正版）「尋常小学国語読本」（ハナハト読本）の二種。各巻１～巻12（「ハナハト読本」の方が採用が多かったという。）
・第４期　昭和８［1933］～昭和15［1940］:「小学国語読本」巻１～巻12（サクラ読本）
・第５期　昭和16［1941］～昭和20［1945］:（国民学校）初等科第１学年「ヨミカタ　一、二」（アサヒ読本）「コトバノオケイコ　一、二」初等科第２学年「よみかた　一、二」「ことばのおけいこ　一、二」初等科第３～６学年「初等科国語　一～八」高等科「高等科国語　一～三」
・暫定期（昭和21［1946］）：第５期の読本を、切り取り・貼り合わせ・墨ぬりなど削除の指示によって使用。初等科第１学年「ヨミカタ　一、二」初等科第２学年「よみかた　三、四」初等科第３～６学年「初等科国語　一～八」高等科「高等科国語　一～四」］

このように「国定教科書」という統一テクストによって、全国的に広範に「カタカナ先習」が行われた。

ちなみに、後に「テレビの父」と呼ばれることになる高柳健次郎［明治32（1899）－平成２（1990）］が、奇しくも大正天皇崩御の大正15年［1926］12月25日、世界で初めてブラウン管を用いて文字を映し出した。その文字は「イロハ」の最初の文字「イ」であることはよく知られている（cf. 喜志房雄（2015）。これが平仮名の「い」ではなく、カタカナの「イ」であったのは、高柳健次郎が初等教育を受けた時期（国定教科書第１期）および開発時期（国定教科書第３期）のいずれもが、上記のカタカナ先習時期に当てはまることから見て自然なことである。

暫定期を除けば、このカタカナ先習の国定教科書使用時期は、終戦とともに終焉を迎える。

4.1　カタカナ先習の理論的根拠

以上のごとく、明治37年３月に公刊された「尋常小學讀本編纂趣意書」に「兒童ノ學習シ易キ」とされた「片假名」は、国定教科書に全面的に反映される。

一方、その翌月には、日本初の心理学者ともいわれる元良勇次郎と松本亦太郎による『片假名平假名讀ミ書キノ難易ニ關スル實驗報告』（國語調査委員會）が公刊される。

この、元良・松本（1904）は、⑶に示す「緒言」に明らかなように、文部省下に置かれた国語調査委員会の命により行われている。

⑶　本會ハ曩ニ片假名平假名ノ孰レガ認メ易ク孰レガ書キ易キカヲ知ラント欲シテ、コレガ調査ヲ臨時委員文學博士元良勇次郎文學博士松本亦太郎ニ命ジタリ。
本書ハ兩委員ノ報告ノ一部ニシテ、精神物理學的實驗ニ依リテ個々ノ片假名平假名ヲ比較觀察シテ、ソノ難易遲速ヲ測定シタルモノナリ。
片假名平假名ノ優劣ハ固ヨリコノ實驗ノ結果ノミニ據リテ判定スベキニアラザレドモ、本書ハナホソノ重要ナル參考資料タルベク、又、學術上ニモ教育上ニモ裨益スルトコロ少カラザルベキガ故ニ、本會ハ茲ニコレヲ公ニスルコトトシタリ。（「緒言」）

この実験は、印字の平仮名および片仮名の形状を精確にトレースする速度と、読む速度とを機械計測するもので、元良たちは⑷のような結論を出す。

⑷「…平假名片假名孰レカ容易イカト云フ問題ニ對シテハ、片假名ヲ用ヰル方ガ平假名ヲ用ヰルヨリ遥ニ速デアルト云フ事ニナリ。第二ノ一定時間内ニ假名ヲ讀ムニハ、平假名片假名孰レガ餘計讀メルカト云フ問題ニ對シテモ。矢張平假名ヨリ片假名ヲ用ヰル方ガ、遥ニ字數ガ餘計讀メルト云フ答ニナルノデアリマス。」（p.37下）

「緒言」で「片假名平假名ノ優劣ハ固ヨリコノ實驗ノ結果ノミニ據リテ判定スベキニアラザレドモ」としながらも、「国定教科書」という統一教科書の教授学習方針に「精神物理學的實驗」を以て「科学的根拠」を与えようとするものであることは間違いない。

4.2　カタカナ先習と、教科書の国定化との関連

ちなみに、この実験報告を以て文部省で「カタカナ先習」が決められたのか、それとも「カタカナ先習」という方針が先にあって、その方針の正しさを確かめ、理論的根拠を得るためにこの実験が行われたのか。実験報告の発行時期を考えると、後者の可能性が高そうに見える。

また、戦後「平仮名先習」に事実上回帰していることは、読み書きの遅速難易に注目した実験結果がカタカナの優位性を示しているとしても、そのことのみが教育上もしくは日本語表記上有効であるとは限らない、ということを示している。

平仮名も片仮名もそれぞれ歴史的所産の文字であり、中古以降様々に使い分けられ、それぞれが異なる書記モードを形成し、また変容させながら、併存してきたものである。「書記モードの多様性」と呼びうるものである。

もちろん、カタカナ先習問題は、その限りにおいて平仮名排除問題に直結するものではない。しかし、両者の用途の違いや、歴史性をシャットアウトして、両者を「表音節文字」ということから同一の「土俵」に乗せて競い合わせて、優劣を決めるようなアプローチを行う、ということ自体、意図／意識しているかどうかは別として、それまで存していた複数の書記モードを単一化しようとする動きにつらなるものである。書記モードが異なる、ということは「土俵」が異なる、ということを意味する。

日本語社会が、複数字種を併存させてきたということは、字種の異なりに応じて複数の書記モードを用いる言語社会を歴史的に存続させてきた、ということである。

この問題は、当時の様々な国字問題（漢字廃止論、ローマ字専用論、仮名文字専用論など）と軌を一にする問題である。

これらの問題に共通するのは、文字の単一化・文字の簡易化、という実に「近代的」なヴィジョンである。書記モードの単一化も漏れず、その一環にプロットすることができる。

このように見てくると、一見関連がないように見える、教科書の「国定化」とこのカタカナ先習には、繋がりが見えてくる。

現在一般に「教科書国定化」は、教科書採択を巡る贈収賄事件（教科書疑獄事件）への対応と説明される。しかし明治35年12月17日に事件の摘発が起こるも、「教科書国定化法案」は、一ヶ月後の明治36年１月には内閣通過、明治36年４月には国会を通過、明治37年には「国定教科書」が教育現場で用いられる、というハイ・スピード実施から考えて、事件対応

のみを原因と考えることに対して疑問も出されている（cf. 平沢茂（1997））。贈収賄の実態に関しては、摘発以前から当然その存在は知られていて、また摘発のための準備期間もあったであろう。しかし事件防止もさることながら、大局的には教育レベルにおける国民国家化を図る施策の一環と見る方が、より理解しやすく、「カタカナ先習」もその一環と見るべき事象と解釈される。

５　明治37年［1904］以前（国定教科書期以前）の仮名学習

ここまで、明治37年の教科書国定化とカタカナ先習との関係を見てきたが、それ以前にカタカナ先習の動きが見られなかったのか、について、以下見ていく。管見によれば、よく知られている明治19年説の他に、明治33年説もある。まずは明治33年説から見ていく。

5.1　明治33年カタカナ先習開始説

「カタカナ先習」は、明治33年［1900年］から始まったという発言がある。

「《座談会》文字学習（カタカナ先習論）をめぐつて」と題された座談会記録が、昭和30年［1955年］の教育雑誌に掲載される。内容は、戦後のこの時期に興ってきた「カタカナ先習論」に関するもので、出席者は、梅根悟（東京教育大教授）・波多野完治（お茶の水大教授）・桑原作次（埼玉大教授）・石黒修（教育評論家）・小島忠治（光学園主事）の５人である。

この中で、教育評論家・石黒修（よしみ）［1899-1980］は、梅根から「国語指導要領の編集責任者」（p.46）として紹介され、「近頃やかましいカタカナ先習論」（梅根、p.46）に関連して、⑸のように述べている。

⑸　この問題（山田注：カタカナ先習論）が出て来た初めは、波多野さんの奥さんが天野文部大臣と読売の二十八年か七年かの新年のやわらかい読物で、ちよつとそれに触れた。その時は要するに漢字を習うのに役に立つからというようなことであつたのです。それからまた、昔はそれをやつていたのじやないか、という声、今のおとなは大体片かなで習つて来た、これも歴史的に見れば、はつきり片かなを先に出すのは、明治三十三年以後なんです。それまでは片かなよりもむしろ平がなの方を初期には先に出しているのです。それは社会的にもある当時、明治時代から大体そうですけれども、平がなの方が日常文学になつていたわけです。とにかく平がなでいろはと教えて、片かなはアイウエオで教える。これが明治初期から三十三年まで続いた。それを三十三年に改めて、大体一年生は片かな、二年は平がなということでずつとやつて来た。（p.46）

戦前回帰を思わせる「カタカナ先習」が昭和30年頃に再燃していた、というのも興味深い事実であるが、それはさて措き、明治33年以降「カタカナ先習」になった、という発言について、その法的根拠を求めておきたい。

明治33年といえば「小学校令改正」（明治33年８月20日、勅令第344号）が出された年に当たる。よって明治33年から「カタカナ先習」が実行されたのであれば、その法的根拠がこの小学校令改正に関係していることが先ずは推測される。そこで、カタカナ先習の実態はさて

措き、カタカナ先習の法的根拠を「小学校令改正」の翌日に出された「小学校令施行規則」（明治33年８月21日、文部省令第14号）に求めてみると、⑹のように第３条および第16条が仮名学習に触れる。

⑹　第三條　國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ知德ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス」尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近易ナル普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ（以下略）（p. ５）

第十六條　小学校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體ハ第一號表ニ、字音假名遣ハ第二號表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ數ヲ節減シテ應用廣キモノヲ選フヘシ

尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三號表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ（p.17）

（1900［明治33］『小學校令・小學校令施行規則・小學校令改正ノ要旨及其施行上注意要項』）

しかし、第三条では下線部にあるように「尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ」ということにとどまり、「カタカナ先習」については記されていない。また、第十六条では「小学校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體」というように、仮名字体については注意するものの、その具体的な字体を示した「第一號表」（p.85）には「平假名」「片假名」それぞれを五十音図の形態で掲載するのみである。ここに「カタカナ先習」意識は窺えない。

以上のごとく、石黒が指摘する明治33年からのカタカナ先習実態については、少なくとも「法的根拠」は現在のところ見出せない。また、このような法的根拠に基づいて小学校における習字教育が実施される以上、法的根拠とは異なる実態があった可能性は高くないように思われる。座談会発言の記録であるので、記憶違いの可能性もなくはない。

しかし、次節に示すように「カタカナ先習」について文部省が触れた言説は、次に示すように更に古くから存したことが知られている。

5.2　明治19年『讀書入門』にみる「カタカナ先習」

明治19年［1886年］９月、文部省編輯局編纂の小学校教科用書『讀書（よみかき）入門』（湯本武比古編纂）の構成は、表１の通り。

教師向けの注意書き「教師須知」と、生徒も用いる教科書本文とが一体となったテクストであるが、第一課から最後の第四十課へ到る構成から見ても判るとおり「カタカナ先習」となっている。

そして⑵で見た、国定教科書の幕開け時代である明治37年［1904］の文部省「尋常小學讀本編纂趣意書」は「片假名」が「兒童ノ學習シ易キ」ものと考えられていたことが明言されていたが、この認識は、この明治19年『讀書入門』の「教師須知」に箇条書で示された⑺の記述まで遡る。

⑺「一讀ミ書キヲ併セ授ケンニハ、其文字モ易キヲ先ニシテ、難キヲ後ニスルヨリ善キハナシ。而ルニ、片假名ハ、概ネ直線ヨリ成リテ、學ビ易ク、平假名ハ、悉ク曲線ヨリ成リテ、寫シ難シ。是本書ニ、片假名ヲ先ニシテ、平假名ヲ後ニスル所以ナリ。

教師須知	漢字カタカナ文による教師への注意	１オ～２ウ
第一課～第十一課	カタカナ単語およびカタカナ文の学習	３オ～８オ
五十音圖	カタカナ	８ウ～９オ
第十二課～第二十課	カタカナ文の学習、および漢数字（第二十課）	９ウ～13ウ
濁音圖	カタカナ	14オ
次清音圖	カタカナ	14ウ
數字圖	漢数字	14ウ
第廿一課～第三十二課	ひらがな単語およびひらがな句・文の学習	15オ～20ウ
五十音圖	ひらがな	21オ～21ウ
濁音圖	ひらがな	22オ
次清音圖	ひらがな	21ウ
第三十三課	カタカナ文語体文	23オ
第三十四課	ひらがな文語体文	23ウ
第三十五課	カタカナ口語体文	24オ
第三十六課	ひらがな文語体文	24ウ
第三十七課	カタカナ口語体文	25オ
第三十八課	ひらがな文（歌詞？）	25ウ
第三十九課	カタカナ口語体文	26オ
第四十課	ひらがな文語文	26ウ
いろは圖	ひらがな	27オ・ウ

表１：明治19年刊『讀書入門』の構成

…」（『讀書入門』「教師須知」１オ～１ウ、明治19年９月）

「概ネ直線ヨリ成リテ、學ビ易ク」とあるように、文字形状においてカタカナが平仮名より書きやすいとみているのが理由である。既に多く指摘がある通り、この記述が、近代における「カタカナ先習」という学習習慣の根拠（その当否は別として）を明確に述べた嚆矢と思われる。

ここでの「學ビ易ク」というのは、「讀ミ書キヲ併セ授ケンニハ」とあることから、読み書き双方を意味しているとも、また平仮名を「寫シ難シ」とする評価と対比させていることから、「書キ易ク」と同義に用いているとも考えられる。いずれにしても「カタカナ先習」にリ（理／利）がある、と見ていることに違いはない。⑺で示した項の直前項では、⑻のように述べる。

⑻「一此書、従前ノ讀方入門トハ、大ニ其趣ヲ異ニシ、<u>單ニ讀ムコトノミヲ主トセズ、同時ニ書クコトヲモ、併セ授クル方法ヲ設ケタリ</u>、是課業ノ變換ニ因リテ、兒童ニ倦怠ヲ生ゼシメザルト、書寫ノ工夫ニ由リテ、構造力等ヲ發達セシメントノ目的ニ出タル者ナリ。」（『讀書入門』「教師須知」１オ）

ここで触れる「従前ノ讀方入門」とは、２年前に刊行された、文部省編輯局『讀方入門』（明治17年３月印行）を指し、この書は「小學ノ最下級ニ於テ。初學生徒ニ讀方ヲ授クルノ用ニ供シタルモノ」（１オ）で、冒頭の「教師須知六則」において、⑼のように仮名文字に触れる。

⑼「一平假名。片假名ヲ授クルハ。何レヲ先ニスルモ妨ゲナシト雖モ。大抵一日平均四字ヲ以テ定度トシ。兩様通シテ。大凡六週間ノ課業トスベシ。又正體假字ノ下ニ附セル變體假字ハ。最初ニ於テ之ヲ教フルヲ要セズ。單語。短句中ニ散見スルニ隨テ之ヲ授クベシ。」(『讀方入門』１オ・ウ)

「一單語。短句。第一課ヨリ第十課マデハ。主トシテ平假名ノ正變二體ニ習熟セシメ。且其變音(「へ」ヲ「エ」ト唱へ。「は」ヲ「ワ」ト唱フルノ類。)及ビ濁音ヲ教へ。又其第十一課ヨリ第十六課マデハ。之ニ拗音(「きやう」ヲ「キョー」ト唱へ。「えう」ヲ「ヨー」ト唱フルノ類)。及ビ次清音ヲ加ヘテ。其呼方ヲ知ラシメンガ爲メナリ。故ニ本書ヲ用フルモノハ。書中載スル所ノ事物ノ名稱等ニ拘泥スル勿莫レ。」(『讀方入門』２オ)

「平假名。片假名ヲ授クルハ。何レヲ先ニスルモ妨ゲナシ」としながらも、「第一課ヨリ第十課マデハ。主トシテ平假名ノ正變二體ニ習熟セシメ」とあるように、事実上、平仮名先習を示していると思われる。

また、この『讀方入門』についても、その構成を確認しておくと、表２のようである。

教師須知六則	漢字カタカナ文による教師への注意	１オ～２ウ
平假名	平仮名いろは（異体仮名も小書きで）＋ん＋合字１種	３オ～４オ
片假名	片仮名イロハ（一部異体仮名も小書きで）＋ン＋合字４種	４ウ～５ウ
五十音	カタカナ	６オ～７オ
濁音	カタカナ	７ウ
次清音	カタカナ	８オ
數字	漢数字	８オ・ウ
單語短句第一課～第十六課	ひらがな（含異体仮名）	９オ～20ウ

表２：明治17年刊『讀方入門』の構成

仮名字体表ともいえる「五十音・濁音・次清音」に関してはカタカナが用いられているが、全体の半分以上を占め、語や文を学ぶ本体ともいえる部分「單語短句第一課～第十六課」に現れるのは、全て異体仮名も含めた平仮名のみである。「何レヲ先ニスルモ妨ゲナシ」とは言ってはいても、実態は「平仮名先習」であったと考えざるを得ない。

ここまで、既に知られている明治19年刊『讀書入門』の「カタカナ先習」を遡る記述が、同じ文部省編輯局による、明治17年刊『讀方入門』には見られないことを確認した。

今少し、学制発布時期まで遡って確認をしておこう。

5.3　明治５年「学制」発布から明治17年までの「仮名学習」をめぐる法令言説

続いて、時代を明治５年８月３日の「学制」(文部省布達第13・14号)発布まで遡り、以降明治17年までの仮名学習に関する法令言説を確認しておこう。

学制発布より一月ほど早く発行され、一月ほど遅く頒布された、文部省「小学教則」(明治５年７月発行、９月８日頒布)では、⑽のように記す。

⑽　第一章　小学ヲ分テ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ上下合セテ在学八年トス

第二章　....

（中略）

〇第八級　六カ月

（中略）

習字（テナラヒ）　一週六字即一日一字

手習草紙習字本習字初歩ヲ以テ平仮名片仮名ヲ教フ但数字西洋数字ヲモ加ヘ教フヘシ尤字形運筆ノミヲ主トシテ訓読ヲ授クルヲ要セス教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス

（文部省『学制百年史・資料編』p.79による）

ここは「下等第八級」（６歳が最初の６カ月に学ぶ学習段階）に教えるべき内容が示されており、「平仮名片仮名ヲ教フ」とある通り、ここに先習指定はない[3]。

近代教育最初期にもやはり「先習」の指定は見られない。

６　明治17年『讀方入門』と明治19年『讀書入門』の間

さて、以上の調査結果から、明治19年刊『讀書入門』が「カタカナ先習」を明示する最初の文献であることを、迂遠ではあったが改めて確認した。

同じ文部省編輯局による、明治17年刊『讀方入門』と明治19年刊『讀書入門』。このたった２年の間に、文部省編輯局は「カタカナ先習」方針に大きく舵を切ったことになる。素直にこの二書を並べてみると、「此書、従前ノ讀方入門トハ、大ニ其趣ヲ異ニシ」（『讀書入門』）とする通り、大きな方針転換を、この２年の間に行ったことになる。「趣ヲ異ニシ」ていることを認め明記しながらも、その理由に触れないのは不審ではあるが、このような大きな方針転換の理由を考えるに、次のような、在りうべき二極の立場を仮説として想定してみよう。

一つは教育現場に即した反省に基づく方針転換。そして、もう一つは異なる主義・思想に基づく方針転換。まず一つ目から検討しよう。

6.1　教育現場に即した反省に基づく転換の可能性の検討

後年の資料であるが、先に、明治37年文部省「尋常小學讀本編纂趣意書」から引用した文⑻に続く、⑾を参照してみたい。

⑾　而シテ従來第一學年間又ハ第一學年ノ前半期ニ兩體ノ假名ヲ提示シテ兒童ノ頭腦ヲ混亂セシメ且習熟ノ度不十分ナリシ等ノ弊ニ鑑ミ明治三十六年文部省令第三十四號ノ趣意ニ依リ二箇學年ニ渉リテ兩體ノ假名ヲ提示スルコトトセリ…」（明治37年文部省「尋常小學讀本編纂趣意書」）

ここでは、明治36年時までの仮名学習に関する状況認識が示されている。「従來」「兩體ノ假名ヲ提示」するというカリキュラムが「兒童ノ頭腦ヲ混亂セシメ」「習熟ノ度不十分」な状態をもたらした、との反省があり、従来の方法は学習効果に問題のあるカリキュラムであった、という現場認識を示している。

[3]「一週六字即一日一字」という学習配分量については、明治６年５月19日文部省布達第76号の「改正」により「一週四時」と時限数表示に改める変更がなされるが、それ以外には一切の変更はない。

このような現場認識が、明治17年『讀方入門』の方法を「大ニ其趣ヲ異ニ」させることになった、ということも考えられなくはない。しかし、僅か二年の授業実績による方針転換は短すぎる印象が強く、またそのような理由説明もない。更に「いろは」から始める『讀方入門』の方法は、寺子屋方式と変わることのない伝統ある学習方法（教授方法）である。ここに大きな失敗があったとも考えにくい。『讀書入門』では「大ニ其趣ヲ異ニ」した理由として「單ニ讀ムコトノミヲ主トセズ、同時ニ書クコトヲモ、併セ授クル方法ヲ設ケタリ」というよりよい方法を示しており、この利点認識が『讀方（ヨミカタ）入門』から『讀書（ヨミカキ）入門』という書名変更に呼応している、と見られる。

そのように考えると、第一の可能性、つまり「教育現場に即した反省に基づく転換」とは考えにくく、第二の可能性である「異なる主義・思想に基づく転換」であった可能性が浮上する。この第二の可能性を検討する前に、少し触れておきたいことがある。

明治19年の『讀書入門』を以て、戦前・戦中の「カタカナ先習」方針の「法的根拠」の嚆矢と理解したり、ここにカタカナ先習が始まる、と理解する向きがある。しかし、明治37年「尋常小學讀本編纂趣意書」の「混亂」認識に従う限り、明治19年の「カタカナ先習」方針が、現場で徹底された形跡は窺えない。もし「カタカナ先習」が徹底されていたならば、「兒童ノ頭腦ヲ混亂セシメ」「習熟ノ度不十分」といった状態には陥らなかったのではないか。もちろん「第一學年間又ハ第一學年ノ前半期」といった期間の問題もあるので、カタカナ先習ではあったけれど、早くに平仮名学習に移りすぎた、という時間配分に関する反省である可能性ももちろんある。

しかしそうであったとしても、「教師須知」に箇条書きにされた事項は方針ではあっても、法的根拠とまではいえないものであったと思われる。「是本書ニ、片假名ヲ先ニシテ、平假名ヲ後ニスル所以ナリ。」とするとおり、「本書」つまり『讀書入門』の方針に過ぎず、強制力・拘束力を持つものであったとは考えられない。

そのように考えるには、もう一つ理由がある。『讀書入門』の成立プロセスの問題であり、更にこれが「第二の可能性」に関わることがらである。

6.2　異なる主義・思想に基づく転換の可能性の検討：『讀書入門』が参照したドイツ読本

同書に編集個人名の記載はないものの、『讀書入門』は、文部省編輯局の湯本武比古［1855-1925］が、エドゥアルド・ボック（Eduard Bock［1816-1893］）によるドイツの読本を参考にして編纂に当たったことが知られている。ちなみに湯本は後に大正天皇の教育係を務めるなど、教育者として著名な人物である。

『讀書入門』と、ボックの第一読本（但し後年の翻刻本）とを対照させた大橋敦夫（1994）によると、ボックの第一読本では、印刷書体に先行して筆記書体を学ぶべきことが説かれている、という。書体違い（筆記書体→印刷書体）と字種違い（カタカナ→平仮名）という違いはあるが、このような二段階（易→難）の習字学習法をヒントに「カタカナ先習」が考案された可能性も考慮してみる必要がありそうである。

範を欧米に求めつつ日本の近代化は進められ、異年齢の生徒が同じ教室にいながら個々に学ぶ寺子屋で行われていた複式授業ではなく、同じ教室で同年齢の生徒たちを集め一斉授業を行う新たな授業システムでは、新たな工夫が必要となる。「カタカナ先習」はその一つと

して、ドイツに倣い考えられた可能性は決して小さくはないように思われる。

この推定に従うならば、明治19年におけるカタカナ先習方針は、教育先進国ドイツの手法に倣って考えた、良く言えば、先進手法の導入であり、悪く言えば、さして根拠のない空理空論に過ぎない可能性もある。

となると、従来指摘されていた明治19年のカタカナ先習方針が、明治37年の国定教科書のカタカナ先習との間に、直接的な関係を考えられるのかどうか、両者にどれほどの連続性を認められるのか、疑念を生じさせることにもなる。先に見たように明治37年の「カタカナ先習」は、教科書国定化という運動と連動する問題の可能性が推定されるが、明治19年の「カタカナ先習」は、単なる学習順序問題のレベルに留まるもののとも思われる。

想像を逞しくするならば、明治37年の「カタカナ先習」は、明治19年のそれを、国定化という新たな立場から意味付けしたものと見ることもできるかも知れない。

7　ま　と　め

本稿で確認・推定・主張したことがらを列記すると、次のように整理できる。

1．カタカナ先習の根拠となりうる言説は、明治19年『讀書入門』以前には確認しがたい。
2．よって、明治19年『讀書入門』の「カタカナ先習」の明言は、単に言説としての嚆矢であるだけでなく、おそらく史上初めて発想されたものである可能性がある。
3．その発想には『讀書入門』が参考にしたドイツ語読本が影響している可能性がある。
4．明治37年の国定教科書における「カタカナ先習」方針は、明治19年『讀書入門』の「カタカナ先習」の直接の後継ではない可能性がある。
5．しかし明治37年国定教科書化における「カタカナ先習」方針は、当時の、国民国家を目指す国字問題（表記の簡易化・統一化問題）と軌を一にしている。

本稿は、今後更に広範な資料収集と徹底した論理に基づき再検討し、修正・改変されるべき習作であるが、いくらかは新しい視点を提示し得たものと考えている。

参考文献・資料

1．石川松太郎（1978）『藩校と寺子屋』教育社
2．梅根悟・波多野完治・桑原作次・石黒修・小島忠治（1955）《座談会》文字学習（カタカナ先習論）をめぐつて　『カリキュラム＝ The curriculum』77（日本生活教育連盟）
3．大橋敦夫（1994）湯本武比古『読書入門』の編纂をめぐって　『学海』10
4．喜志房雄（2015）高柳先生の尊影とイロハの「イ」の字（高柳健次郎「イ」の字90周年記念寄稿）
5．高田　稔（1987）小田原藩校の足跡：集成館から文武館へ　『全国の伝承江戸時代　人づくり風土記14・神奈川』農山漁村文化協会
6．豊島正之（1990）本の見掛けをよむ　『楡蔭』81（北海道大学図書館）
7．林大・碧海純一編（1981）『法と日本語：法律用語はなぜむずかしいか』有斐閣
8．平沢茂（1997）教科書国定化の推移　文教大学教育研究所（ウェブサイト展示）
9．元良勇次郎・松本亦太郎（1904）『片假名平假名讀ミ書キノ難易ニ關スル實驗報告』國語調査

委員會（国会図書館デジタルライブラリー）
10. 文部省（1904）『國定教科書編纂趣意書』（国会図書館デジタルライブラリー）
11. 文部省総務局図書課（1902）『讀方入門』（国会図書館デジタルライブラリー）
12. 文部省総務局図書課（1904）『讀書入門』（架蔵）
13. 文部省（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会
14. 山田健三（2010）「男手」考―宇津保物語の用例をめぐる平安書記システム記述―『日本語学最前線』和泉書院
15. 山田健三（2019）上杉本『伊呂波盡』をめぐって　『国語語彙史の研究38』和泉書院
16. 横田喜三郎（1981）憲法のひらかな口語（林大・碧海純一編（1981）所収）
17. 渡邉信一郎（1995）『江戸の寺子屋と子供たち』三樹書房

付記

査読者の助言により修正を施した。記して謝意を示す。なお、本稿は令和２～６年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(C)（一般）、課題番号20Ｋ00643）の助成による研究成果の一部である。

（2021年10月31日受理，11月16日掲載承認）